諮問番号：令和６年度諮問第２２号

答申番号：令和６年度答申第２３号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和４年１２月２１日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２４条第９項において準用する同条第３項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人等の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人は、令和４年８月１日より、就労継続支援Ｂ型事業所（以下「Ａ事業所」という。）に通所を始め、同日、自宅の最寄り駅である○○○○○駅からＡ事業所の最寄り駅である○○○○○駅までの１か月定期券を購入し、通所のための移送費としての認定を受けるため、同月３０日、８月分の定期券代の領収書の発行を受けた。

また、審査請求人は、同年９月１日に９月分の定期券を購入し、同日、９月分の領収書と８月分の領収書を処分庁に持参し、移送費の認定を求めた。このとき、処分庁からは申請書類への記載を求められなかったため、審査請求人は領収書の写しを提出することで移送費の申請を行った。後日、処分庁のケースワーカーに当該領収書の写しの提出について確認すると、同年１０月３日に受領したと回答された。

審査請求人は、１０月分の定期券代〔の領収書〕を１０月３日に、１１月分の定期券代〔の領収書〕を１１月２日に、それぞれ処分庁に提出した。

１０月３日より後日、処分庁のケースワーカーから、Ａ事業所の管理者Ｂ氏に対して電話連絡があり、Ａ事業所の施設概要について問い合わせてきた。Ｂ氏は、Ａ事業所は障害福祉サービスの就労継続支援Ｂ型を提供する事業である旨回答した。

後日、処分庁のケースワーカーから、働くためにＡ事業所に行くのであれば、交通費を移送費として認定できないと判断した、と誤った認識に基づく判断を伝えられた。ケースワーカーが、Ａ事業所での作業を「労働」であると誤って認識していることから、審査請求人及びＡ事業所の指導員（以下「指導員」という。）は、再三、ケースワーカーに対し、Ａ事業所は福祉サービスの事業所で障害者支援施設であること、就労継続支援Ｂ型は雇用契約ではなく、就労のために必要な訓練を受ける障害福祉サービスであること、このようなサービスを利用するために障害者支援施設に通所する場合、交通費は移送費として認定されるものであることを伝えた。

１２月１３日頃、ケースワーカーから、１０月分以降については移送費を支給するとの連絡があった。その際、「交通費については２か月しか遡れないので、８月・９月分は支給できない」と伝えられた。これに対し、審査請求人及び指導員からその判断は誤っている旨、抗議を繰り返し、指導員が、「生活保護問答集について」の一部改正について（令和２年４月１３日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）及び扶助費の遡及支給にあたっての留意点について（令和２年４月１３日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）の中から、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前５年間を限度として追加支給して差しつかえないとの記載のある部分を一部抜粋して、ケースワーカーに送った。

令和４年１２月２１日付けで、１０月分と１１月分のＡ事業所への通所に係る交通費の合計１９，１００円を移送費として支給する本件処分〔の通知書〕が出され、同日ころ、審査請求人はこれを受け取った。

審査請求人は、８月分からの通所に係る交通費を移送費として支給するよう求めていたものであるが、本件処分は、１０月分以降の交通費に限って移送費として認定する内容であった。

令和５年１月６日、審査請求人と指導員が処分庁を訪れ、ケースワーカーと面会すると、ケースワーカーは、本件処分における認定につき、「あきらかなミスとは言えない」と返答し、今後は同人が対応できる状況ではなくなったと伝えられた。

しかし、本件は処分庁の誤った判断によるものであり、受給者には何ら過失はないのであるから、生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３－２答１に照らし、８月・９月分の通所に係る交通費について、移送費として追加支給することができるものである。

したがって、本件処分において移送費の支給対象を令和４年１０月以降のＡ事業所への通所に係る交通費に限定したことは違法あるいは不当であり、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人から令和４年１０月分及び同年１１月分のＡ事業所までの移送費並びに同月分の○○○までの移送費の支給を求める申請があったことから、令和５年１月分の保護費として、それらの移送費を支給する本件処分を行ったことが認められる。

（２）まず、本件処分に係る保護費の算定についてみる。

　　　生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の２（７）ア（オ）及び○のとおり、移送費は、被保護者が障害者支援施設等に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合、又は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○において、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額をその範囲とすることとされている。

　　　以下検討すると、処分庁は、審査請求人から、令和４年１０月分のＡ事業所への交通費９，５５０円に関する保護変更申請書及び領収書を受領したこと並びに同年１１月分のＡ事業所への交通費９，５５０円に関する保護変更申請書及び領収書を受領したことが認められる。また、審査請求人は、処分庁に対し、令和４年１１月分の○○○への交通費１０，６５０円に関する移送費申請書を提出したことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人の令和４年１２月分の保護費に係る収入充当額について、当初、０円と認定していたものの、審査請求人の収入が確定したことに伴い、収入金額２０，５１３円、実費控除３，４２０円及び基礎控除１５，６００円に変更し、結果、収入充当額１，４９３円を令和５年１月分の保護費に収入充当することとしたことが認められる。

さらに、処分庁は、審査請求人の令和５年１月分の保護費について、審査請求人の基準生活費７７，２４０円、冬季加算２，６３０円を算定し、収入金額２０，０００円、実費控除３，４２０円及び基礎控除１５，６００円として見込み、収入充当額を９８０円で認定しており、算定した令和５年１月分の収入充当額は、審査請求人の収入金額及び実費控除額を前月の収入金額等と同程度の額で認定したことが認められる。また、処分庁は、審査請求人の令和５年１月分の保護費について、令和４年１１月分の○○○に係る移送費１０，６５０円を認定したこと並びに同年１０月分及び同年１１月分のＡ事業所に係る移送費１９，１００円を認定しており、本件処分において、同年１０月分及び同年１１月分のＡ事業所に係る移送費並びに令和４年１１月分の○○○に係る移送費について、審査請求人の申請に基づき、一時扶助として審査請求人の申請額どおりに認定し、支給したことが認められる。

以上のことからすると、本件処分は、基準生活費７７，２４０円、冬季加算２，６３０円、住宅扶助費３９，０００円並びにＡ事業所及び○○○に係る移送費２９，７５０円を算出し、令和４年１２月の収入充当額１，４９３円及び令和５年１月の収入充当額９８０円を差し引いた額１４６，１４７円を審査請求人に支給するものであり、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）別表第１第１章、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（１）ア（ア）及び（イ）並びに次官通知第８の３（４）に照らし、違算は認められない。

（３）次に、令和４年８月及び同年９月のＡ事業所に係る移送費支給についてみる。

　　　審査請求人は、処分庁の認識誤りにより、Ａ事業所への令和４年８月分及び同年９月分の移送費を認定しなかった本件処分は違法又は不当であり、取り消したうえで、同年８月分及び同年９月分の移送費を認定するべきである旨主張する。

　　　問答集問１３－２答１のとおり、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、最低生活費の遡及変更は３か月程度と考えることとする一方、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前５年間を限度として追加支給して差しつかえないとされている。

　　　以下検討すると、処分庁は、審査請求人から、令和４年８月分のＡ事業所への交通費９，５５０円に関する領収書及び同年９月分のＡ事業所への交通費９，５５０円に関する領収書を受領したことが認められる。

また、本件処分において、処分庁は、審査請求人のＡ事業所に係る交通費について、令和４年８月分及び同年９月分を認定せず、同年１０月分及び同年１１月分を移送費として認定したことが認められる。

さらに、審査請求人は、令和４年８月分及び同年９月分の領収書を同年９月１日に提出したと主張し、同日のＡ事業所の個人記録には「本日は役所に行く」との記載がある一方、処分庁の領収書の収受印では同年１０月３日となっており、処分庁が同年８月分及び同年９月分の領収書を受領した年月日については判然としないものの、仮に、同年１０月３日に処分庁が領収書を受領したとしても、本件処分において、同年８月分及び同年９月分の交通費について移送費として認定しなかったことについては、前記問答集問１３の２答１に照らし、疑義がある。しかしながら、処分庁は、令和５年３月３日にケース診断会議を開催し、令和４年８月分及び同年９月分のＡ事業所への移送費の支給について、組織的に検討し、令和５年４月分の保護費として、遡及支給したことが認められる。

以上のことからすると、本件処分において、処分庁は、令和４年８月分及び同年９月分のＡ事業所への移送費を認定しなかったものの、結果的に別件処分により、同年８月分及び同年９月分の移送費を認定したことから、現時点では、本件処分を取り消したうえで、同年８月分及び同年９月分の移送費を認定するべきであるという審査請求人の主張は認められない。

（４）なお、処分庁は、令和４年８月分及び同年９月分のＡ事業所への交通費について、別件処分により支給しているものの、本件処分を行う時点で組織的な検討を行っていれば、支給することができた可能性も否定できない。

処分庁においては、移送費の認定を行うにあたっては、審査請求人の作業内容や通所状況等を慎重に把握し、組織的検討及び判断を行うとともに、審査請求人に丁寧な説明を行うなど、適切に対応することが望まれる旨を付言する。

（５）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和６年１１月２７日　諮問の受付

令和６年１１月２８日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：１２月１２日

口頭意見陳述申立期限：１２月１２日

令和６年１２月１９日　第１回審議

令和７年　１月２２日　第２回審議

令和７年　２月１９日　第３回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第８条は、第１項において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、第２項において「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。そして、厚生労働大臣は、法第１条及び法第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、保護の基準を定めている。

（４）法第１２条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。　一　衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの　二　移送」と定めている。

（５）保護の基準別表第１第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁管内の本件処分時点における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は７７，２４０円、冬季加算の額は２，６３０円である。

（６）保護の基準別表第１第３章３は、「移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。」と記している。

（７）次官通知第８の３（１）アは、勤労（被用）収入について記しており、（ア）において「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」と、（イ）において「勤労収入を得るための必要経費としては、（中略）社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」と記している。

　　 なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（８）次官通知第８の３（４）は、勤労に伴う必要経費について、「（１）のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。（後略）」と記しており、「基礎控除額表」には、「収入金額別区分」が「１９，０００円～２２，９９９円」の１人目の基礎控除額を「１５，６００円」と記している。

　（９）局長通知第７の２（７）アは、移送費について、「移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、（中略）必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。（後略）」とした上で、（ア）から（タ）を示し、（オ）において「被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合」と、（セ）において「アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合若しくは当該事業や団体の実施する２泊３日以内の宿泊研修（中略）に参加する場合（中略）であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。」

　　　 なお、局長通知は処理基準である。

　（１０）問答集問１３－２答１は、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「（前略）本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、（中略）最低生活費の遡及変更は３か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。（中略）ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前５年間を限度として追加支給して差しつかえない。（後略）」と記している。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２５年２月１４日、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）令和４年８月１日、審査請求人は、就労継続支援Ｂ型事業所であるＡ事業所への通所を開始した。

（３）処分庁が提出した資料によれば、令和４年１０月３日、処分庁は審査請求人の令和４年８月分及び同年９月分のＡ事業所への通所に係る定期券代の領収書（各９，５５０円）を受領した。なお、審査請求人が提出したＡ事業所の個人記録によれば、令和４年９月１日に処分庁に来庁したとの記録がある。

（４）令和４年１０月１１日、審査請求人からＡ事業所への定期券代が支給されないと聞いたＡ事業所の指導員が処分庁に電話をした。処分庁が、審査請求人から仕事でＡ事業所に行っていると聞いており、交通費として処理を行っている旨を伝えたところ、指導員からは、Ａ事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく施設であるため、交通費については一時扶助で支給されるはずとの主張がなされた。

（５）令和４年１０月１４日、審査請求人が移送費の申請書及び明細書を持参したため、処分庁がＡ事業所へはどういった形で参加しているのか尋ねたところ、審査請求人は、仕事にきていると回答した。処分庁は、仕事に行っているのであれば必要経費として定期券代を認定するため、仕事へ行っていると理解してよいか尋ねたところ、仕事にきていますとの回答であった。

（６）令和４年１２月６日、再度、指導員から処分庁に対し電話があり、定期券代を一時扶助として認定してほしいとの申出があった。処分庁は、定期券代を一時扶助として遡及認定するため申請書の提出が必要であることを指導員に伝えた。審査請求人は、後日、申請書を提出した。

（７）令和４年１２月１４日、処分庁は、審査請求人の令和４年１２月分の保護費について、審査請求人の収入額が確定したことから、収入金額を２０，５１３円、実費控除を３，４２０円、基礎控除を１５，６００円に変更した結果、１，４９３円を令和５年１月分の保護費に収入充当することとした。

また、令和５年１月分の保護費について、基準生活費として７７，２４０円、冬季加算として２，６３０円を算定した上で、収入金額を２０，０００円、実費控除を３，４２０円、基礎控除を１５，６００円と、前月と同程度に見込み、収入充当額を９８０円と認定するとともに、同年１１月分の○○○に係る交通費１０，６５０円及び同年１０月分及び同年１１月分のＡ事業所に係る交通費（各９，５５０円）について、令和５年１月１日付けで一時扶助の移送費として認定した。

（８）令和４年１２月２１日付けで、処分庁は、前記（７）の認定に基づき、本件処分を行った。

（９）令和４年１２月２２日、処分庁は、本件一時扶助については処分庁に過失があり５年間遡及支給できるはずと主張する指導員に対し、審査請求人に申請書を渡しており、手順を追っていると思われるため、処分庁に明らかな過失があったとは言い難く、５年間の遡及支給は行わない旨回答した。

（１０）令和４年１２月２８日、審査請求人は、処分庁に対し、同月２７日付けの手紙を提出し、同年８月分及び同年９月分の交通費が支給されないことについての経過と却下決定通知を文書で求めた。処分庁は、申請のないものに対して却下通知を出すことができないことを伝えた。同日、指導員は処分庁に対し、審査請求人は手続がわかっていないので、理解できるように説明・理解させるべきであったと述べ、改めて同年８月分及び同年９月分の移送費の支給を求めた。

（１１）令和５年３月１日、審査請求人は本件審査請求を行った。

（１２）令和５年３月３日、処分庁はケース診断会議を開催し、令和４年８月分及び同年９月分の交通費については、局長通知第７の２（２）ア（オ）の支給要件に該当するものとして一時扶助で遡及支給することが妥当との結論に至った。

（１３）令和５年４月１日付けで、処分庁は、令和４年８月分及び同年９月分の交通費について一時扶助の移送費として認定し、別件処分により遡及支給する旨を審査請求人に通知した。

３　判断

（１）本件についてみると、処分庁は、審査請求人から令和４年１０月分及び同年１１月分の就労継続支援Ｂ型事業所であるＡ事業所までの移送費並びに同年１１月分の○○○までの移送費の支給を求める申請があったことから、令和４年１２月２１日付けで、令和５年１月分の保護費として、これらの移送費を支給する本件処分を行ったことが認められる。

（２）まず、本件処分に係る保護費の算定についてみる。

　　　局長通知第７の２（７）ア（オ）及び〇のとおり、移送費は、被保護者が障害者支援施設等に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合又はアルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合において、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額をその範囲とすることとされている。

　　　以下検討すると、処分庁は、審査請求人から、令和４年１０月分のＡ事業所への交通費９，５５０円に係る保護変更申請書及び領収書を受領したこと並びに同年１１月分のＡ事業所への交通費９，５５０円に係る保護変更申請書及び領収書を受領したことが認められる。

また、処分庁は、前記２（７）のとおり、審査請求人の令和４年１２月分及び令和５年１月分の保護費を認定したことが認められるが、これらについて、保護の基準別表第１第１章、次官通知第８の３（１）ア及び次官通知第８の３（４）に照らし、違算は認められず、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（３）次に、令和４年８月分及び同年９月分のＡ事業所に係る移送費の支給についてみる。

　　　審査請求人は、処分庁の認識誤りにより、Ａ事業所への令和４年８月分及び同年９月分の移送費を認定しなかった本件処分は違法又は不当であり、取り消した上で、同年８月分及び同年９月分の移送費を認定するべきである旨主張する。

　　　前記問答集問１３－２答１のとおり、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、最低生活費の遡及変更は３か月程度と考えることとする一方、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前５年間を限度として追加支給して差しつかえないとされている。

　　　以下検討すると、処分庁は、審査請求人から、令和４年８月分のＡ事業所への交通費９，５５０円に係る領収書及び同年９月分のＡ事業所への交通費９，５５０円に係る領収書を受領したことが認められる。

また、本件処分において、処分庁は、審査請求人のＡ事業所に係る交通費に関し、当初、令和４年１０月分及び同年１１月分を移送費として認定し、同年８月分及び同年９月分についてはＡ事業所に仕事で通所していたと考えてこれを移送費と認定しなかったことが認められる。

令和４年８月分及び同年９月分の交通費に係る領収書については、処分庁の領収書の収受印は同年１０月３日付けとなっている一方、審査請求人は同年９月１日に処分庁に提出したと主張し、同日のＡ事業所の審査請求人に係る個人記録にも「本日は役所に行く」との記載があり、処分庁がこれらの領収書を受領した正確な日付は明確ではない。しかし、仮に処分庁が同年１０月３日に領収書を受領したのであるとしても、同年８月分及び同年９月分のＡ事業所に係る交通費について移送費として認定しなかった本件処分は、Ａ事業所が就労継続支援Ｂ型事業所であり、Ａ事業所と審査請求人が雇用関係にないことから、局長通知第７の２（７）ア（オ）に照らし、移送費の支給要件についての確認及び検討が不十分であったことによる誤りと言わざるを得ない。また、この点について、審査請求人は処分庁から十分な説明を受けていたとは言えず、審査請求人の責に帰すべき事由があるとは認められないことから、問答集問１３－２答１に照らし、適切な認定であったとは言い難い。

しかしながら、本件においては、処分庁が令和５年３月３日にケース診断会議を開催し、令和４年８月分及び同年９月分のＡ事業所に係る移送費の支給について組織的に検討した上で、令和５年４月分の保護費として遡及支給する別件処分を行い、結果的に同年８月分及び同年９月分の移送費が追給されていることから、審査請求の利益は失われていると言える。

（４）なお、審査請求人は追給が行われているからといって本件処分が違法又は不当な処分であったことを免れるものではなく、本件処分を取り消し、改めて同年８月分及び同年９月分の移送費を認定すべき主張する。

しかし、処分庁が別件処分による追給を行うに当たり、本件処分が別件処分による追給の範囲を拘束するといった阻害要因となるようなものではないから、本件処分を取り消す必要は認められず、審査請求人の主張は認められない。

（５）以上のことから、本件処分については、令和４年８月分及び同年９月分の移送費の認定について妥当でない点があったものの、この点については審査請求の利益が失われており、その余の点については違法又は不当な点はないから、本件審査請求は棄却すべきである。

**第６　付言**

当審査会における前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

今回のケースでは、結果的に別件処分により令和４年８月分及び同年９月分の移送費の追給がなされたものであるが、本件処分を行う時点で、処分庁において移送費に係る支給要件の確認を行い、その支給の可否について組織的に検討し、判断を行っていれば、通常の変更決定により同年８月分及び同年９月分の移送費を支給することができた可能性は否定できない。

処分庁においては、今後、移送費の認定を行うに当たり、各種基準等に照らし、審査請求人の通う事業所の作業内容や雇用形態等を慎重に把握・確認し、組織的な検討及び判断を行うとともに、審査請求人に対し、丁寧かつ分かりやすい説明を行うなど、適切に対応することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　　充

委員　　　　　相間　佐基子

委員　　　　　重本　達哉